

令和6年度 障がい者雇用優良企業(団体)の募集要項

1 目的

障がい者雇用に著しく貢献した企業（団体）に対して表彰を行い、その努力をたたえるとともに、これを県民に周知することにより、障がい者の雇用の促進と安定に資することを目的とする。

2 応募要件

ア 従業員40人以上の事業所においては令和6年6月1日現在、障がい者の法定雇用率を達成しており、かつ、過去5年間労働関係法令等において重大な違反がないもの。

イ 従業員40人未満の事業所においては令和6年6月1日現在、障がい者を雇用しており、かつ、過去5年間労働関係法令等において重大な違反がないもの。

3 表彰の対象となる要件

2の応募要件を満たし、かつ、次のアからエのいずれかの事項に該当するもの。

ア 障がい者の積極的な雇用について、障がい者の適性に応じた仕事を新たに用意するなど、他の模範となる先進的な取組を行っていること。

（例：職場実習の積極的な受入れ、支援機関等外部との連携支援体制の整備）

イ 障がい者の職場定着に向けて、会社における生活や業務についての相談体制の整備、施設のバリアフリー化の導入等の取組を積極的に行っていること。

（例：仕事上の配慮、作業工程をわかりやすくするための工夫、通勤や設備への配慮、通勤負担緩和の配慮、建物のバリアフリー化等）

ウ 障がい者の職場定着率が高いこと。

エ 重度障がい者を雇用している場合、又は少人数であるにもかかわらず障がい者を受け入れている場合のほか、ア～ウに該当しない部分において、著しい貢献があること。

（例：障がい者就職面接会への参加、特別支援学校等との交流会や研修会等への積極的な参加、研修会等での事例発表等）

4 推薦(応募)対象企業(団体)

県内に所在し、障がい者を雇用している企業(団体)

(※本社が県外にあっても応募可能)

5 応募方法

「障がい者雇用優良企業（団体）推薦（応募）書」及び「障がい者雇用優良企業（団体）推薦（応募）調書」に必要事項を記載し、徳島県生活環境部労働雇用政策課まで郵送又は持参してください。応募要件及び表彰となる要件を満たす企業(団体)が自ら応募することができます。

また、他薦による応募も可能です。

なお、審査の際には、関係機関への照会や、現地調査をさせていただく場合があります。

6 応募期間

令和6年10月10日（木）から令和6年12月9日（月）まで

7 選考方法

とくしま障がい者雇用促進県民会議の選考委員により承認又は選考し、知事により決定するものとする。

8 表彰式

令和7年3月予定

チャレンジどとくしま賞表彰と合わせて行います。

9 表彰の方法

被表彰企業に表彰状と盾を授与して行います。

10 表彰企業(団体)

表彰企業(団体)は、申請により、障がい者雇用優良企業(団体)シンボルマークを使用することができます。

また、県のホームページに表彰企業(団体)として社名等を掲載するほか、希望により事例紹介パネルを作成し、展示します。

11 応募先及び問合せ先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県生活環境部労働雇用政策課

雇用促進戦略担当 佐々木

電話：088-621-2347

ファクシミリ：088-621-2852

E-Mail：roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp